

# 内部統制システムの構築に関する基本方針

## 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合し、かつ効率的に行われることを確保するための体制

取締役・使用人は、職務遂行にあたり法令および社内規程を遵守し、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することを定めた「協友アグリ企業行動要領」を行動規範とする。

この実践のため、コンプライアンスを統括する委員会を設置し、職務執行が法令・定款および社内規程に適合することを確保するための監督、指導、調査および支援を、社内および協友アグリグループ全体に対して行う。

またコンプライアンスの担当部署に相談窓口を設置し、報告や相談・意見・提案を受付ける。

全社的な業務の効率化を実現するため、目標の設定、効率的な達成の方法、職務執行の定期的な進捗状況の確認と改善についてIT等を活用したシステムを構築する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

職務執行に係る情報については、文書取扱規程等社内規程に従い適切に保存および管理を行う。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の損失の危険の管理については、リスク管理に関する規程を整備し、組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的な対応は管理部門が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は必要に応じ当該部門が要綱およびマニュアル等の作成・配布、研修等を行う。

新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には、社長はすみやかに対応責任者となる取締役を任命する。

## 4. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社等に関しては、関連会社管理規程に基づきグループの各子会社の役員と定期的に業務実行状況を確認するとともに、法令および定款の遵守、リスク管理状況について監督、指導を行い管理する。

(2) 子会社の業務活動全般も内部監査の対象とする。

## 5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助すべき使用人については、その必要が生じた場合に監査役の求めに応じて設置することとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた当該使用人はその命令に関して、取締役、内部上司の指揮命令を受けないものとする。

## 6. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスおよびリスクに関する事項等をすみやかに提供・報告し、また当該提供・報告をしたことによって報告をした者が不利な取扱いを受けないものとする。

## 7. その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役と代表取締役社長との間の定期的な意見交換会を設定する。また取締役は監査役の職務の適切な遂行のために必要な協力をする。

(2) 監査役職務の執行について生じる費用または債務の処理は、適時適切に行う。

## 8. 反社会的勢力の排除

反社会的勢力に対しては断固たる行動をとることを周知徹底し、一切の関係遮断に向けた取組みを推進する。